

2023/05/27

今後の協会組織体制について

副会長 山本 伸一

Contents

- ①2022年度における定時社員総会の決議承認事項の確認と理事会等の検討
- ②各委員会と組織図について
- ③まとめ

①2022年度における定時社員総会の決議承認事項の確認と 理事会等の検討について-1

【2022年度定時総会における決議承認事項】

定款変更の眼目の一つは第11章(組織)の改定であり、理事会が諮問し、もしくは検討させるために設置する委員会等(第46条)と事業および法人運営の事務処理を行う事務局(第47条)を組織上明確に分離させること。

【理事会等の検討①】

各部署の担当業務を明示するとともに、より機能的・効率的な事業運営ができるための部署内組織のあり方を検討。

上半期:主に常務理事会において部署単位のあり方検討。

下半期:第5回定例理事(12/17)、第6回定例理事会(2/18)、
第3回臨時理事会(3/15)-委員会等の設置提案と規程案等の検討。

①2022年度における定時社員総会の決議承認事項の確認と 理事会等の検討について-2

【理事会等の検討②】

協会各部署の人員配置に関しては、「協会が雇用する職員」と「協会が委嘱する会員」の協働により事業活動を行う体制を継続しながら、可能な範囲で少しずつ職員を増員し業務を移管していく方針とする。

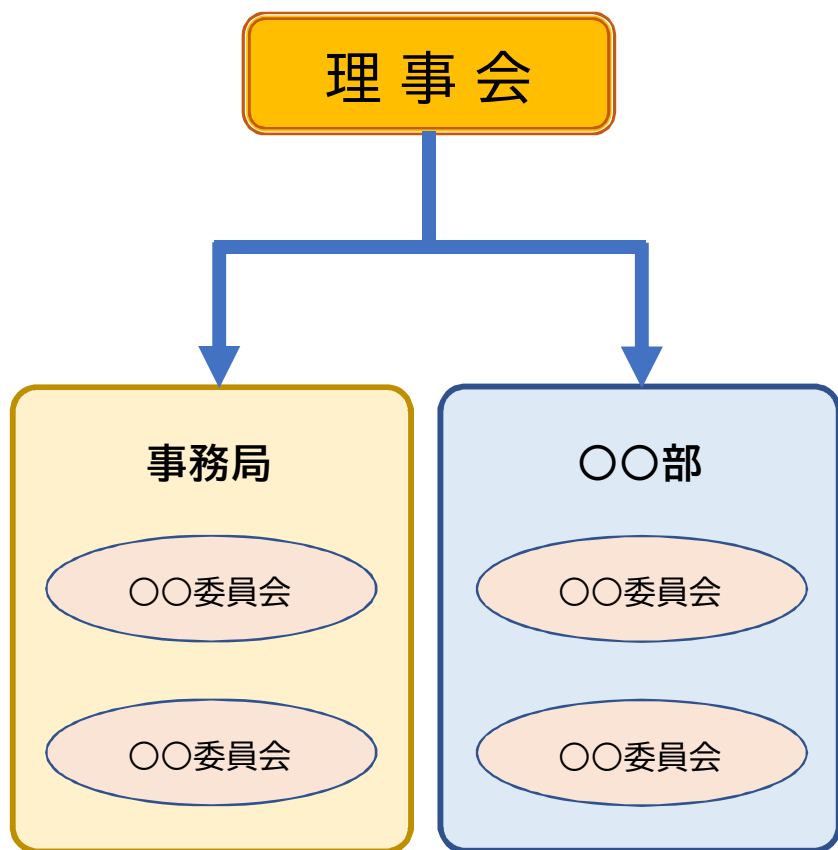
事務局管理職に関しては、現有職員を管理職に登用するか、外部から管理職を新たに雇用することを基本方針とするが、職員の登用・雇用は時間をかけ段階を踏んで進めざるを得ないため、管理職については(業務執行理事でない)平理事が兼務するという経過措置も併せて確認。

②各委員会と組織図について

委員会の位置づけ

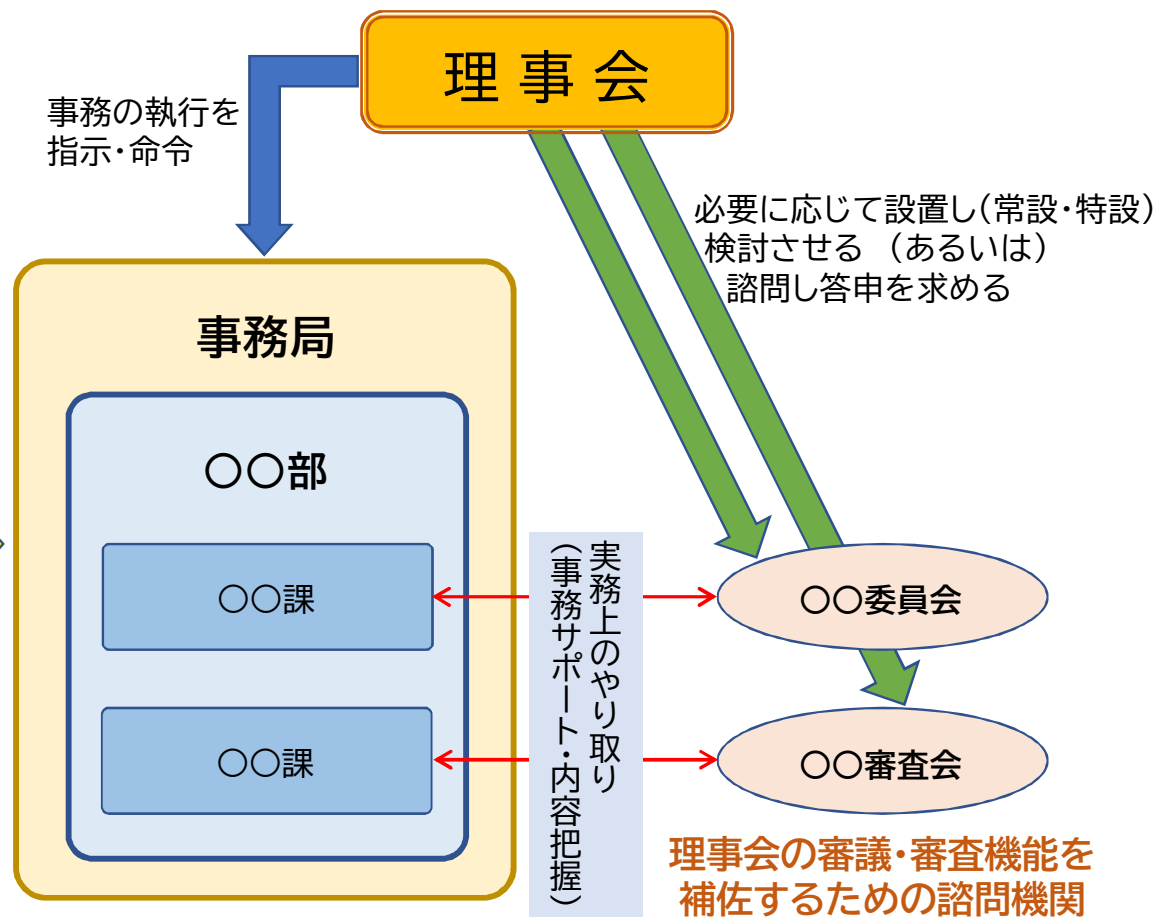
- ①委員会等は、法律に根拠のない任意の合議機関(会議体)である(法律に根拠のある法人の機関は、社員、社員総会、理事・代表理事、理事会、監事である)。
- ②この任意機関が、法律上の機関の権限を奪うことがないように、委員会等の位置づけを定款で規定しておく必要がある。
- ③**委員会等は理事会の下部組織**であり、理事会に直属するものであって、事務局の下部組織ではない。
- ④委員会等の事務は、当該委員会等の設置目的に関連する事務局内の部署がこれを担う。
- ⑤**委員会等の答申は理事会に報告され、理事会はこれを踏まえて事務局の担当部署に指示を出す。**

現 状



検討機能と事務執行機能を兼ねている
(事務執行機能の中に検討機能が包含されている)

新体制



理事の事務執行
のための補助機関

理事会の審議・審査機能を
補佐するための諮問機関

委員会等の設置基準

合議体の名称は、原則として、1)2)については「〇〇委員会」、3)4)については「〇〇審査会」、5)については「〇〇編集委員会」とする。

1) 本会事業の短期・中期・長期的な方針・計画

〔例〕次年度の重点活動項目とその取り組みの方略・5ヵ年戦略などの中期計画

2) 本会組織と会員のあり方

〔例〕法人のあり方・組織体制のあり方・会員の種別、正会員のあり方（休会制度、永年会員制度など）

3) 本会会員の賞罰

〔例〕表彰対象者の決定・倫理問題事案への対応

4) 本会事業における各種認定・助成制度等に即した専門的な見地からの評価・審査

〔例〕認定・専門作業療法士の審査・WFOT 認定・課題研究助成制度、海外研修助成制度に関する審査

5) 本会の法人著作物の作成のための専門的な見地からの編集・執筆

〔例〕学術誌『作業療法』の編集・執筆・査読、「作業療法ガイドライン」の編集・更新

6) その他理事会が認める重要案件

理事会が設置すべきと提案された委員会

設置期間	委員会種別			名 称
	検討	編集	審査	

事務局長直轄

特設	23～27年度	1		組織率対策委員会
----	---------	---	--	----------

学術事業関連

常設			1	作業療法マニュアル編集委員会
常設			1	学術誌編集委員会
常設			1	課題研究審査会
常設			1	研究倫理審査会
特設	学術評議員会設置まで		1	作業療法ガイドライン編集委員会
特設	学術評議員会設置まで	1		学術委員会
特設	学術評議員会設置まで	1		学会企画委員会
特設	一般事例審査終了まで		1	事例報告審査会
特設	2023年度	1		学術評議員会設置検討委員会

教育事業関連

常設		1		教育審議委員会
常設			1	教育関連審査会
特設	発刊まで		1	作業療法学全書編集委員会

制度対策事業関連

常設		1		診療報酬改定対策委員会
常設		1		介護報酬改定対策委員会
常設		1		障害福祉サービス等報酬改定対策委員会
特設	23～27年度	1		子ども子育て施策委員会
特設	23～27年度	1		精神科の作業療法あり方委員会
特設	23～27年度	1		認知症バリアフリー社会推進委員会
特設	23～27年度	1		メンタルヘルス等産業保健推進委員会

地域社会振興事業関連

常設		1		運転と地域移動推進委員会
常設		1		地域共生社会対策委員会
特設	23～26年度	1		中級バラスポーツ指導員養成講習会事業検討委員会
特設	23・24年度	1		災害作業療法検討推進委員会

国際事業関連

常設		1		国際諮問委員会
常設			1	海外研修助成制度審査会
特設	23～27年度		1	外国人に対する作業療法臨床ガイドライン編集委員会
特設	23～24年度	1		アジア太平洋作業療法学会実行委員会

MTDLP事業関連

常設			1	MTDLP事例審査会
特設	23～27年度	1		MTDLP推進委員会

制作広報事業関連

常設		1		広報戦略委員会
----	--	---	--	---------

総務(法人運営)関連

常設		1		選挙管理委員会
常設			1	表彰審査会
常設		1		倫理委員会
常設		1		会員福利厚生委員会
特設	任務完了まで	1		「協会員＝士会員」実現のための検討委員会

各委員会規程に共通する確認事項

1)委員会活動の理事会への報告義務

－毎回の定例理事会において、前回の定例理事会から今回の定例理事会までの間に会議が開催された場合は、その全ての活動内容と成果を、書面で(委員長が希望する場合は委員長が理事会に出席して口頭でも)報告する。

－理事会が特定の課題を諮問する場合は、答申の期日(定例理事会の開催日)を明確に定め、その期日に委員長が理事会に出席して書面及び口頭で報告を行う。

2)会員への委員会開催報告

－委員会は開催のつど機関誌に掲載し、いつどの委員会が、どのような活動を行っているかを広報する。

3)原則として会議は非公開とし、議事録は公開とする

－会議は、原則として非公開とする。ただし、委員長の判断により、委員以外の者の陪席を認めることができることとする。

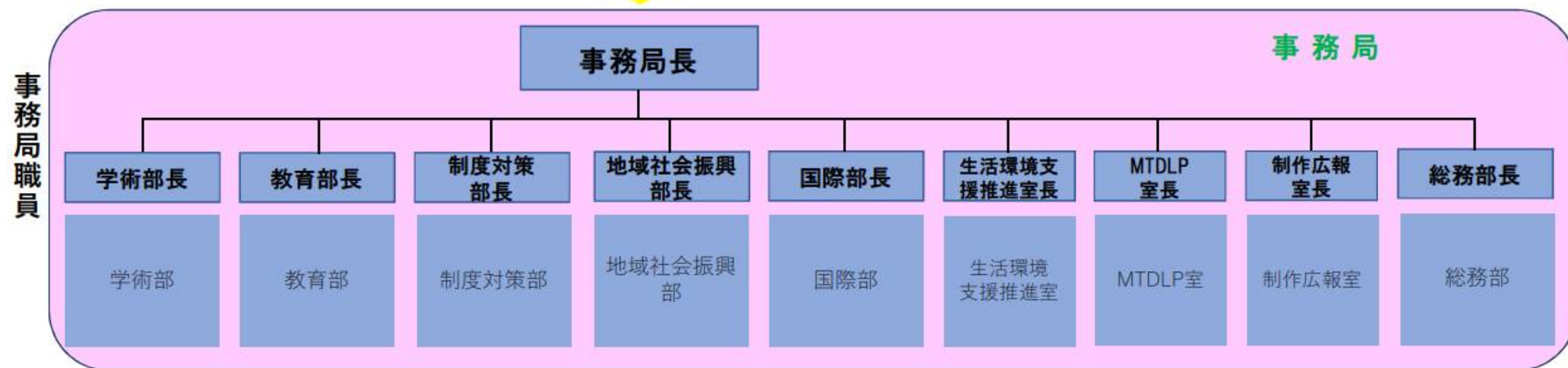
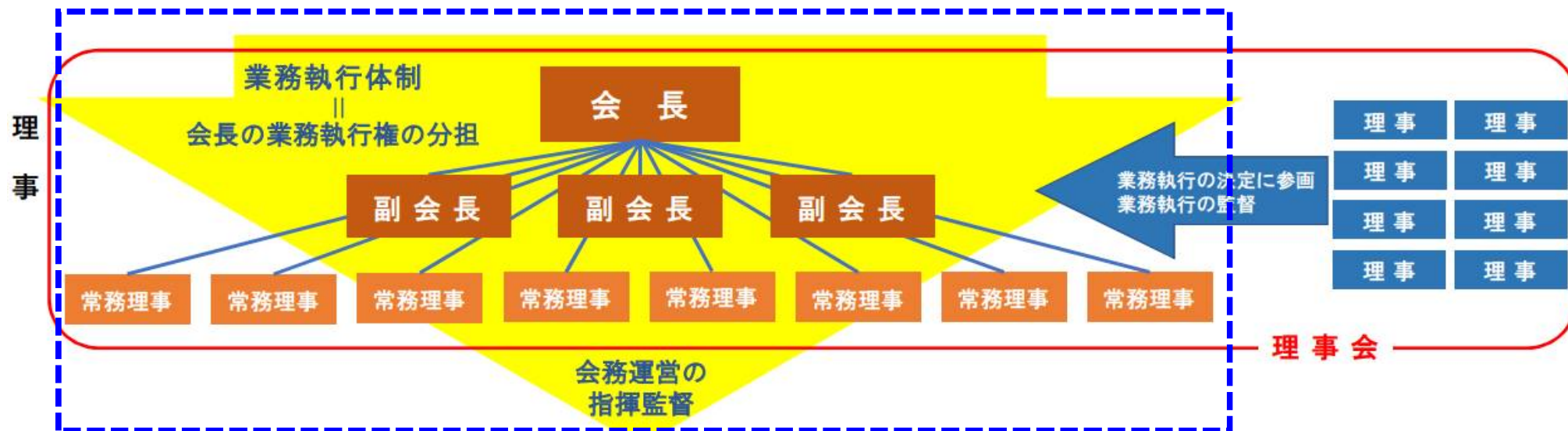
－議事録は、原則として理事会にはつど公開する

4)委員会内に下部組織を設置する場合

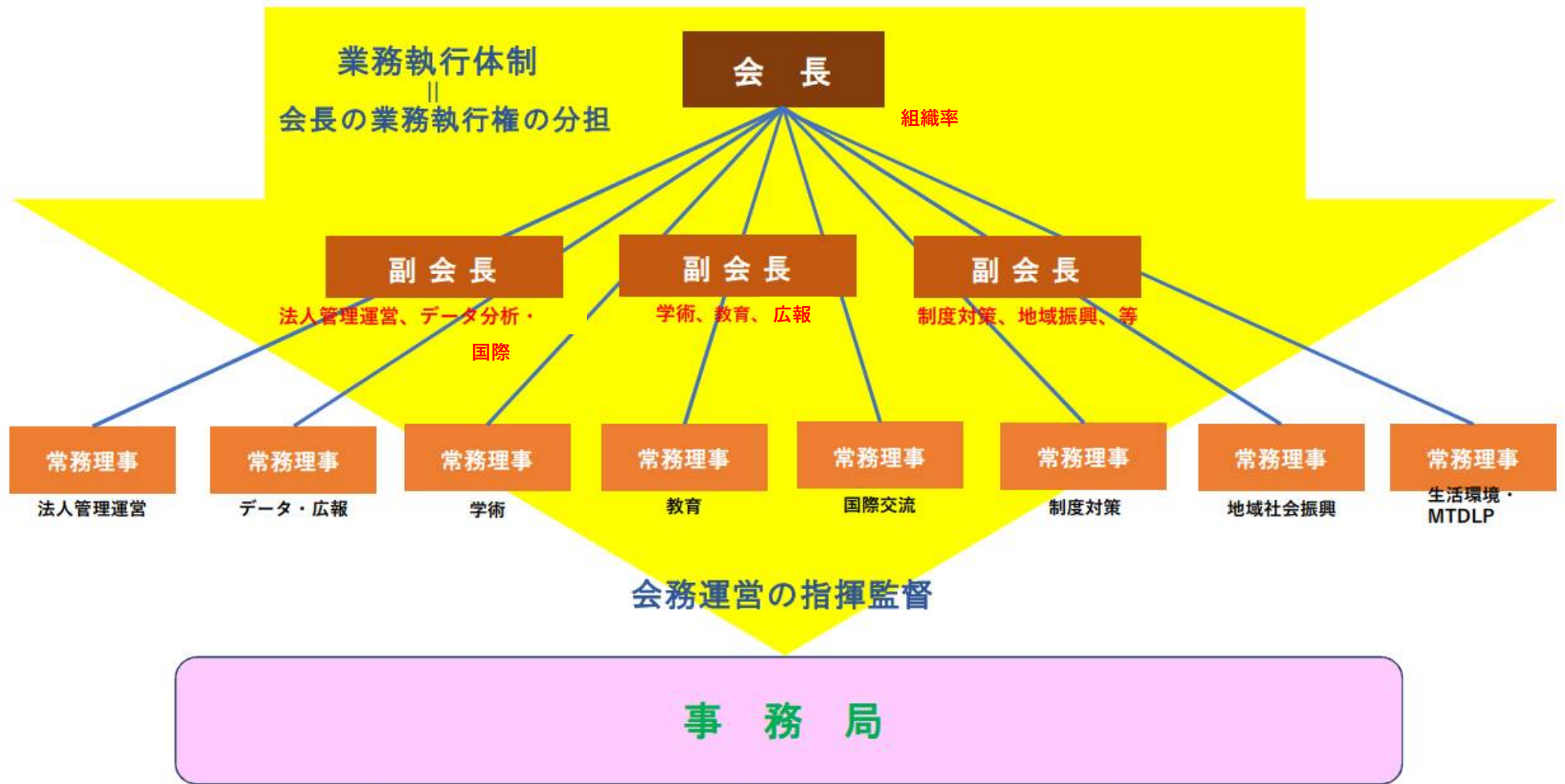
－設置および委員委嘱の手続きは委員会等に準じて、理事会の承認を必要とすることとする。

－下部組織の名称は「小委員会」とする。

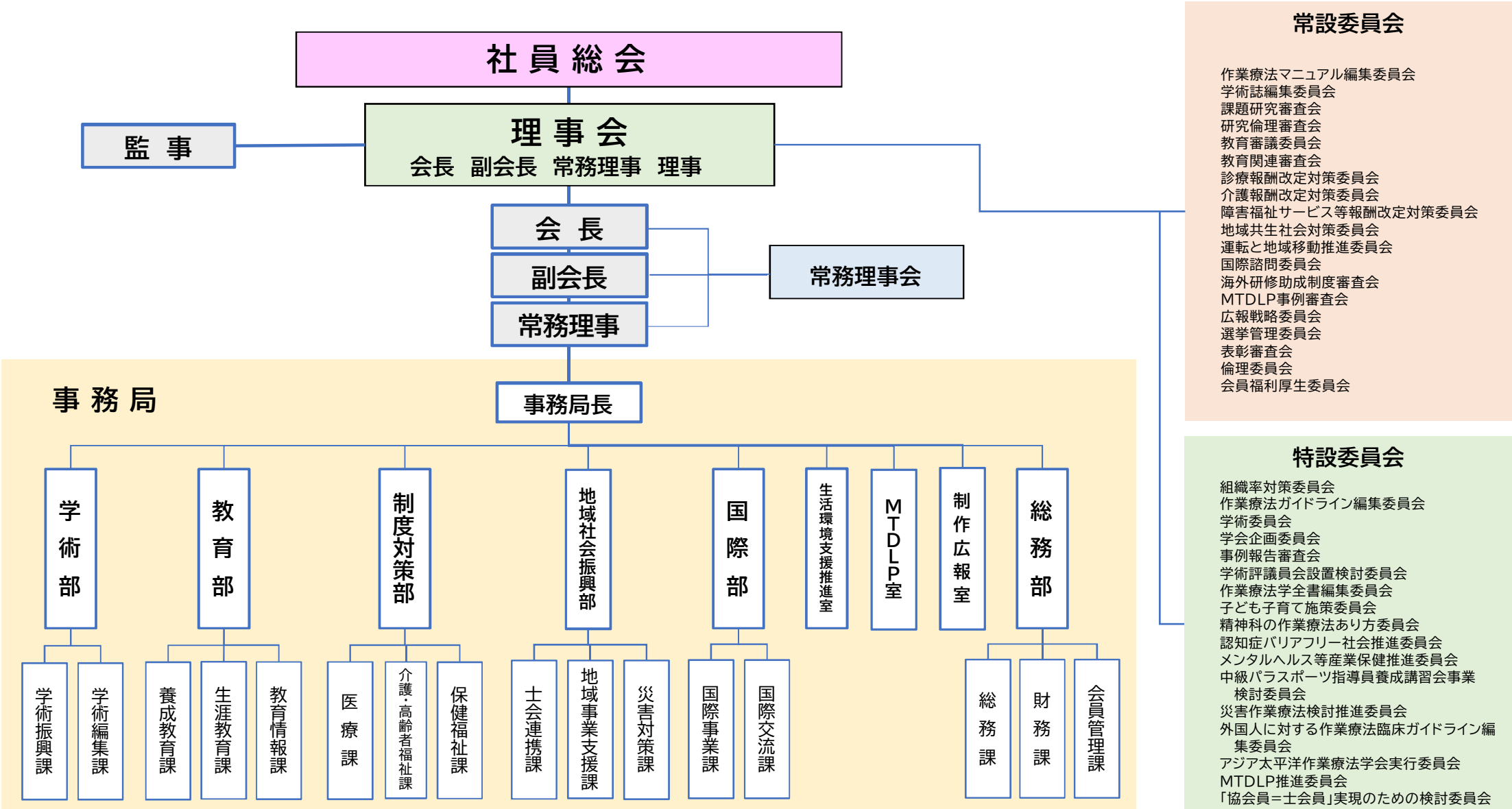
2023年度からの新体制①



2023年度からの新体制②



一般社団法人日本作業療法士協会 組織図



まとめ

- ①2022年度における定時社員総会の決議承認事項の再確認と理事会等の検討等を報告した。
- ②委員会と理事会の位置づけと設置基準について、さらに各委員会規程に共通する確認事項、2023年度からの新体制の全体像を提示した。
- ③2023年度は、協会組織の再編である。
協会・都道府県士会・学校養成施設・勤務先・個人の連携した組織力を強化し、国民の健康と幸福を促進できる作業療法を推進させましょう。
何卒よろしくお願いいたします。